

細 領 ..... 草案

- 一 我等は資本家階級と労働階級の利害の一致せざることを確信す。
- 一 我等は團結の實力に依り生活の安定と向上を期す。
- 一 我等は合法的手段に依りて労働者階級の解放を期す。

行動細領

- 一 労働者の團結權 罷業權の確立
- 二 完全なる失業救済施設の即時實施
- 三 賃銀値下時間延長並に解雇絶体反対
- 四 中間搾取制の撤廃
- 五 臨時雇權制の撤廃
- 六 二重賃銀制の撤廃
- 七 同一労働に對する同一賃銀支給
- 八 最低賃銀制度の設定

No. 1

No. 2

七 労働者及びその同盟と中間搾取制

- 九 無産階級運動暴走諸法令の撤廃
- 十 治安維持法 (ロ) 治安警察法
  - (イ) 暴力行為取締法 (ハ) 行政執行法
  - (ニ) 違警罪即決令 (ホ) 盗犯防止令
  - (ハ) 労働争議調停法
  - (ニ) 警察犯處罰令
  - (ハ) 形法其他労働運動關係法規
- 十一 労働争議關係法規
  - (イ) 現行工場法の改正 (ロ) 屋外労働者災害保償法の制定 (ハ) 現行健康保險法の改正
  - (ニ) 失業保險法の制定 (ホ) 養老保險法の制定
  - (ハ) 現行民法中雇傭契約關係法規の改正
  - (ニ) 婦人並に幼年労働者保護法の制定
  - (ハ) 現行民法中雇傭契約關係法規の改正
- 十二 労働者の政黨加入の自由並に選挙權行使の絶体自由獲得
- 十三 ノーデーに全国的休業
- 十四 労働組合の産業別に依る結成
- 十五 日本労働者協會設立
- 十六 無産階級の國際的提携